

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の
額のうち特定課税対象金額を超える金額等に対応する控除対
象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度
： 法人名
()

別表六四の二
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国 法人 の 名 称 等	名 称	1								
本店 事務所 又は 主たる 所在	国 名 又 は 地 域 名	2								
	所 在 地	3								
発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合		4	%	%	%	%	%			
	発 行 済 株 式 等 の 通 算 保 有 割 合	5	%							
剰 余 金 の 配 当 等 に 係 る 外 国 法 人 税 額	税 種	6								
	納 付 確 定 日 又 は 納 付 日	7								
	課 税 標 準	8								
	税 率	9						%		
納 入 額	税 額 (8) × (9)	10								
	み な し 納 付 の 基 礎 と なる 条 件 及 び 相 手 国 の 法 令 の 根 拠 規 定	11								
	(11) の 規 定 の 適 用 が ない も の と し た 場 合 の 外 国 法 人 税 額 (8) × 税 率	12	()	%	
	み な し 納 付 外 国 法 人 税 額 (12) - (10)	13								
	外 国 法 人 税 額 の 合 計 (10) + (13)	14								
損 金 算 入 配 当 を 受 け る 場 合	外 国 子 会 社 配 当 益 金 不 算 入 の 対 象 と な る 損 金 算 入 配 当 等 の 額	15								
	(15) の うち 措 置 法 第 66 条 の 8 第 3 項 若 し く は 第 9 項 又 は 令 和 2 年 旧 措 置 法 第 68 条 の 92 第 3 項 若 し く は 第 10 項 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 損 金 算 入 配 当 等 の 額 (別表十七(三の七)「25」)	16								
	益 金 算 入 さ れ る 損 金 算 入 配 当 等 の 額 (15) - (16)	17								
	(14) の うち (17) に 対 応 す る 金 額	18								
上 配 記 当 以 外 を の 受 剩 余 金 場 合	措 置 法 第 66 条 の 8 第 1 項、第 3 項、第 7 項 若 し く は 第 9 項 又 は 令 和 2 年 旧 措 置 法 第 68 条 の 92 第 1 項、第 3 項、第 8 項 若 し く は 第 10 項 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 (別表十七(三の七)「27」)	19								
	益 金 算 入 さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	20								
	(14) の うち (20) に 対 応 す る 金 額	21								
控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 又 は 個 別 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額	控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 又 は 個 別 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (8) × 35% と (18) 又 は (21) の うち 少 な い 金 額	22								
	納 付 分 (22) × (10) (14)	23	(円)	(円)	(円)	(円)
	み 納 付 分 (22) - (23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)
	納 付 し た 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 又 は 個 別 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (23) 欄 の 合 計	25								円
外 国 法 人 税 額	納 付 し た と み な さ れ る 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 又 は 個 別 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (24) 欄 の 合 計	26								円

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.35】9欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.36】11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。